

お世話になっております。

医療保険による精神科訪問看護の療養費算定について、制度上の取扱いを確認したく、ご教示をお願いいたします。

現在、児童精神科訪問看護において、利用児童と看護師が夏祭り等の地域行事へ同行する支援について、

・医師による外出支援や歩行訓練等の具体的な指示がある・訪問看護計画に位置付けられている・自立支援、生活機能の維持向上、社会参加等を目的としている

といった条件を満たす場合には、医療保険の訪問看護基本療養費として算定できる場合がある、との見解を目にしました。

参考① <https://x.com/kawazoetakashi/status/2088755265655148623?s=20>

参考② <https://x.com/kawazoetakashi/status/2089859052193079423?s=20>

実際、影響力のある方による発信であったこともあり、この投稿をご覧になった複数の児童精神科領域のご家族から、同様の外出同行支援が医療保険で受けられるのかとのお問い合わせが寄せられており、現場としても回答・対応に苦慮しております。

その根拠として、介護保険における訪問看護について、居宅外で行われるサービスは原則算定できないものの、

自立支援として生活機能の維持向上を目的とすること

主治医の具体的な指示等、医学的判断に基づくこと

適切なケアマネジメントのもと、訪問看護計画に位置付けられていること

等の条件を満たす場合には、例外的に屋外での支援が算定可能とする自治体資料が示されています。

そこで、医療保険による精神科訪問看護について、以下をご教示いただけますでしょうか。

1. 児童精神科訪問看護において、看護師が利用児童と夏祭り等の地域行事へ実際に同行し、その時間について訪問看護基本療養費を算定できるケースは制度上あり得るのでしょうか。
2. あり得る場合、具体的にはどのような要件・状況であれば算定可能なのでしょうか。
3. 介護保険における「居宅外サービスの例外的な算定」の考え方を、医療保険の訪問看護基本療養費についても同様に適用・類推することは可能なのでしょうか。
4. 医師の指示書に屋外での支援が明記され、訪問看護計画にも位置付けられていることをもって、居宅外で実施する支援を医療保険で算定することは可能なのでしょうか。
5. 上記のような算定が可能である場合、その根拠となる法令、告示、通知、疑義解釈、事務連絡等について、具体的な文書名・条文・該当箇所をご教示いただけますでしょうか。

なお、支援そのものの医学的・看護的な有用性についてではなく、

「現行の医療保険制度において、訪問看護基本療養費として公費請求できるか」

という算定上の取扱いについて確認したい趣旨です。

お忙しいところ恐縮ですが、ご教示いただけますと幸いです。

何卒よろしく願いいたします。